

概要版

茨木市次世代育成支援行動計画

(第3期：平成27～31年度)

次代の社会を担う子どもたちを育むまち“いばらき”

～「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざして～



平成27年(2015年)3月



茨木市

1

計画策定にあたって

計画の趣旨

- ・平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、次世代育成に向けた取組を進めてきました。
- ・その後、平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、平成24年には、子ども・子育て支援法を含む「子ども・子育て関連3法」を制定しました。この法律に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度となる「子ども・子育て支援新制度」を平成27年4月から導入することとなりました。
- ・本市においては、支援法の趣旨や新制度の考え方、並びに平成26年度までの行動計画に基づく取組の評価・課題を踏まえ、次世代育成支援に関する施策と子ども・子育て支援事業とを一体的・総合的に推進するため、平成27年度から5年間を一期とする「茨木市次世代育成支援行動計画（第3期）」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

計画の期間

- ・本計画の計画期間は、平成27年度から31年度までとします。
- ・また、計画期間中においても、社会情勢や市の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。

2

計画の構想

計画の基本理念

次代の社会を担う子どもたちを育むまち “いばらき”
～「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざして～

施策展開についての考え方

- ・本計画は、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという前提を踏まえ、地域全体で子育て家庭を支援する体制づくりをめざすものであり、児童の権利に関する条約において定められている4つの包括的権利（「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」）を基本に、「子どもの最善の利益」が優先されるよう、子どもの視点に立ちながら施策を展開します。
- ・また、子どもの年齢や家庭の経済力、家族形態などに関係なく、すべての子育て家庭に対するすき間のない支援とともに、妊娠・出産期から子どもの育成支援まで、子どもの成長過程に沿った相談や情報提供をはじめ、必要な支援を切れ目なく、きめ細かく行う視点に立ちながら施策を展開します。

次代の社会を担う子どもたちを育むまち“いばらき”
～「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざして～

妊娠・出産期

■安心して妊娠・出産できるように

- ◇子どもを生み育てるための意識啓発
- ◇妊産婦の健康保持・増進



就学前期

■のびのびと子どもが育ち、安心して子育てできるように

- ◇子どもの健康保持・増進
- ◇就学前教育・保育の充実
- ◇子育て支援サービスの充実
- ◇地域ぐるみの子育て支援
- ◇安心して外出できる環境整備



青年期

■心豊かな次代の親が育つように

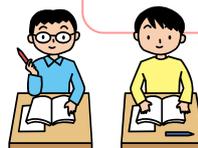
- ◇若者の自立支援
- ◇青少年の健全育成
- ◇体験活動の充実



小・中学校期

■「生きる力」と豊かな感性が育まれるように

- ◇特色ある学校教育の充実
- ◇学校・地域・家庭の連携
- ◇安全で安心な居場所づくり
- ◇子どもの視点を取り入れた社会づくり



■仕事と生活の調和がとれるように
(ワーク・ライフ・バランスの実現)

- ◇意識啓発
- ◇職場環境の改善に向けた支援



■社会的支援が必要な子ども・家庭が安心してできるように

- ◇ひとり親家庭支援
- ◇障害のある子どもを養育する家庭への支援
- ◇児童虐待防止
- ◇外国人など配慮が必要な家庭への支援
- ◇子どもの貧困対策

施策（事業）	ライフステージに沿った施策の展開			
	妊娠・出産期	就学前期	小・中学校期	青年期
②地域子ども・子育て支援事業の充実				
乳児家庭全戸訪問		■		
養育支援家庭訪問		■	■	
地域子育て支援拠点の整備	■	■		
ショートステイ		■	■	
トワイライトステイ		■	■	
ファミリー・サポート・センター		■	■	
出前型一時保育		■		
一時預かり（一時保育）		■		
病児・病後児保育		■	■	
③経済的支援				
児童手当		■	■	
こども医療費の助成		■	■	
就園助成		■		

（４）地域ぐるみの子育て支援

地域住民や関係団体等が連携・協働し、地域に根ざした様々な子育て支援活動を推進します。そのような活動を通じ、地域の連帯感の強化や地域の教育力の向上を図り、次代を担う子どもや子育て家庭を地域ぐるみで支え合い・助け合う体制を推進します。

施策（事業）	ライフステージに沿った施策の展開			
	妊娠・出産期	就学前期	小・中学校期	青年期
①子どもを守るための地域ネットワークの機能強化				
地域福祉ネットワークの推進		■	■	
子育て支援団体のネットワーク化		■		
子育て支援関係団体との協働によるイベントの開催		■	■	
②子育て支援活動を行う団体等への支援				
子育てサークル・グループ支援		■		
子育て支援の人材育成		■		
民生委員・児童委員・地区福祉委員会の活動支援		■	■	
③子どもの豊かな情操を育む家庭教育への支援				
ブックスタート		■		
子どもの読書活動推進		■	■	
④ふれあい・交流の推進				
保育所・幼稚園の地域開放		■		
ふれあい体験学習		■	■	
赤ちゃんと保護者のつどい		■		
7・8か月児親子交流		■		
親支援プログラムの実施		■		
ローズWAM親子交流		■		

（５）安心して外出できる環境整備

道路（歩道）のほか、公共及び民間施設についてユニバーサルデザインの視点に立った施設・設備の整備・充実に努め、子どもや子育て家庭が安心して外出できる環境づくりに取り組みます。

施策（事業）	ライフステージに沿った施策の展開			
	妊娠・出産期	就学前期	小・中学校期	青年期
赤ちゃんのほっとスポットの整備		■		
道路（歩道）の整備		■	■	
公園等の整備及び維持補修		■	■	
交通安全啓発・指導		■	■	

(3) 安全で安心な居場所づくり

福祉・教育などの関係分野が連携した総合的な支援体制の充実を図りながら、地域との連携のもと、子どもたちにとって安全・安心な居場所を設け、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う事業を通じ、地域社会の中で、子どもたちが心豊かで健やかに育つ環境づくりを推進します。

施策（事業）	ライフステージに沿った施策の展開			
	妊娠・出産期	就学前期	小・中学校期	青年期
①居場所づくり				
地域における子どもの居場所づくり 学童保育室の運営 放課後児童健全育成事業の支援 学童保育室指導員の研修 放課後子ども教室の推進			■	■
②地域の安全確保策				
防犯に関する広報・啓発 防犯カメラ設置補助 啓発冊子（防災ハンドブック）作成配布	■	■	■	■

(4) 子どもの視点を取り入れた社会づくり

市民が子どもの権利について認識を深めるとともに、次代を担う子どもたちの健全な育ちを協働して支え、社会の一員として自立できる環境づくりを推進します。

施策（事業）	ライフステージに沿った施策の展開			
	妊娠・出産期	就学前期	小・中学校期	青年期
子どもの権利に関する啓発・普及 子ども学習 未来へ発信！ 子どもたちの体験型まちづくり学習	■	■	■	■

青年期

(1) 若者の自立支援

ひきこもり・ニート・不登校や様々な課題を抱える若者が、就労・就学等の社会参加ができるよう、自立に向けた支援を行います。

施策（事業）	ライフステージに沿った施策の展開			
	妊娠・出産期	就学前期	小・中学校期	青年期
子ども・若者総合相談窓口 子ども・若者自立支援センターにおける相談・支援 子ども・若者の自立に関するネットワークの推進 就職サポート 大学等への就学意欲のある若者への支援				■



(2) 青少年の健全育成

学校・地域・家庭が連携し、次代を担う青少年が自他共にかけがえない存在であることを認識するとともに、社会の一員であることを自覚し、自ら進んで社会参加するための環境づくりを推進します。

施策（事業）	ライフステージに沿った施策の展開			
	妊娠・出産期	就学前期	小・中学校期	青年期
姉妹・友好都市との青少年交流 青少年の国際感覚と英語等の語学力の育成 青少年健全育成団体の活動支援 青少年を取り巻く環境整備 デートDV防止啓発			→	→

(3) 体験活動の充実

人間性豊かな人格の形成をめざし、子どもの生きる力を育む環境づくりを推進するため、大人と子どもが協働し、地域にある様々な資源を生かしたボランティア活動や体験活動、交流活動を充実します。

施策（事業）	ライフステージに沿った施策の展開			
	妊娠・出産期	就学前期	小・中学校期	青年期
青少年の野外活動 青少年センター行事 各種スポーツ・レクリエーション活動		→	→	→

社会的な支援が必要な子どもや家庭への支援の展開

(1) ひとり親家庭支援

母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に即して、ひとり親家庭の親子がより豊かで充実した生活が営めるよう、日常生活での自立を支え、生活の安定を図る支援を推進します。

【事業】

①相談・情報提供

- ★ひとり親家庭の相談・支援
- ★ひとり親家庭への情報提供

②子育て・生活支援

- ★保育所の優先入所
- ★学童保育室の優先入室
- ★母子生活支援施設への入所受入
- ★当事者団体への支援
- ★住宅支援
- ★学習・生活支援

③就労支援

- ★資格取得・技能習得のための支援

④経済的支援

- ★児童扶養手当
- ★ひとり親家庭の医療費の助成
- ★ひとり親家庭への福祉資金の貸付
- ★特別割引制度の周知



(2) 障害のある子どもを養育する家庭への支援

障害のある子ども一人ひとりの障害の状況やライフステージに応じた適切な療育及び教育・保育の推進並びに福祉サービスの提供を図り、切れ目のない支援に努めます。

【事業】

①適切な療育・リハビリテーションの提供

- ★すくすく教室の運営
- ★ばら親子教室の運営
- ★児童発達支援センター（あけぼの学園）の運営
- ★肢体不自由児への機能訓練
- ★プロフィールブックの普及
- ★教員の専門知識向上のための研修
- ★巡回相談・発達相談・特別教育相談

②ともに学び育つ教育の提供や障害に対する理解の促進

- ★支援教育
- ★就学相談・指導
- ★言語障害児教育相談
- ★地域における障害のある児童・生徒・保護者の居場所づくり
- ★学童保育室での障害のある児童の受入
- ★理解促進研修・啓発

③障害福祉サービス・子育て支援サービスの提供

- ★児童発達支援
- ★自立支援・地域生活支援
- ★障害特性に応じた適切な相談支援・情報提供体制の実施
- ★障害児保育
- ★障害のある子どもの小・中学校への円滑な移行のための保・幼・小・中の連携

④経済的支援

- ★特別児童扶養手当
- ★支援学級等就学奨励

(3) 児童虐待防止

児童に対する虐待の防止や早期発見のための通告義務等について地域住民に対する啓発を引き続き推進するなど、地域における虐待防止のための支援体制の強化を図ります。

また、保健、福祉、医療、教育、警察等関係機関が連携する児童虐待防止ネットワークによる児童虐待防止対策を展開することで、虐待のない、子どもの人権が守られるまちをめざします。

【事業】

①児童虐待防止ネットワーク活動の充実・強化

- ★児童虐待防止の啓発活動
- ★子育てに関する相談による児童虐待の防止
- ★要保護児童対策地域協議会の強化

②要保護児童のいる家庭への支援

- ★被虐待児・保護者の支援
- ★面前DVの防止及び被害者の支援

(4) 外国人など配慮が必要な家庭への支援

言語も文化も習慣も異なる外国人の家庭が安心して生活していくことができるよう、外国人を理解する啓発・教育に取り組み、多様性を受け入れる地域社会を築きます。

また、外国籍の子どもや帰国子女が地域の中で孤立したり、不利益を被ったりすることなく健やかに成長することができるよう、必要な支援を実施します。

【事業】

- ★帰国・渡日の児童・生徒への支援
- ★外国人保護者への通訳派遣

(5) 子どもの貧困対策

国では、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定しました。

本市においてもこの大綱の考え方を踏まえ、貧困家庭に対する自立生活のための支援などに取り組んでいきます。

【事業】

- ★生活困窮者自立支援
- ★「未来は変えられる」プロジェクト

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた施策の展開

(1) 意識啓発

子育てしやすい職場環境づくりを促進するため、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」をはじめ、育児休業などの各種法制度や子育てしやすい就業形態の導入など、企業に対し、従業員の子育て支援への理解や協力を求める啓発を推進します。

また、家庭に対しては、男女共同参画の視点に立ち、子育ては親として男女関係なく共同で担うものという意識啓発を推進するとともに、男性の子育てへの関わりや女性の就労を支援します。

【事業】

①企業への啓発

- ★仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)についての啓発
- ★子育て支援の取組等を事業者評価の基準とする制度の推進
- ★雇用・労働関係セミナー及び労働に関する啓発

②家庭への啓発や支援

- ★男女共同参画に関する啓発
- ★父親対象の子育て支援講座
- ★女性の就労支援

(2) 職場環境の改善に向けた支援

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を踏まえ、男女が仕事時間と子育てや家事などの生活時間のバランスがとれる生き方や働き方ができるよう、企業に対し職場環境の改善や従業員の働き方の見直しなどを働きかけます。

【事業】

- ★働きやすい職場づくりの推進
- ★特定事業主行動計画(第3期)の運用





茨木市次世代育成支援行動計画

(第3期：平成27～31年度)

概要版

平成27年（2015年）3月

発行 茨木市 こども育成部 こども政策課
〒567-8505 大阪府茨木市駅前三丁目8番13号
電話 072-622-8121(代)
URL <http://www.city.ibaraki.osaka.jp/>